

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 2 年度）

住 所 京都市右京区太秦下刑部町 1 2 番地
事業者名 京都市交通局
代表者名 京都市公営企業管理者
（役職名及び氏名） 交通局長 山本 耕治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを 6 1 両導入する。（令和 2 年度）	運転計画の変更によりノンステップバスを 5 8 両導入した

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する指導運転士や運行管理者等を新たに 3 0 名養成し、各営業所に配置する。（令和 2 年度）	未実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、研修を中止したため)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内外における情報提供の拡充	更新を予定している市バス車両 3 2 台の車内中央部に、案内モニターを引き続き設置することで、混雑時の車内後方部における情報提供に努める。（令和 2 年度）	計画通り実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の養成	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する指導運転士や運行管理者等を新たに30名養成する。(令和2年度)	未実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、研修を中止したため)
新規採用市バス運転士への研修	新規採用市バス運転士の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和2年度)	計画通り実施済
所属研修の実施	全ての運転士及び運行管理者等が受講する所属研修において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める研修を実施する。(令和2年度)	計画通り実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

計画に掲げる以下の内容について、全て実施済み。 - ウェブサイトや電話などで寄せられる要望を担当部署内で共有するとともに、取組の改善に活用する。(令和2年度) - バス待ち環境については、京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョンに基づき、整備を進める。(令和2年度) - 障害者団体との意見交換を実施し、対応等について協議する。(令和2年度) - ハード面では車両の主管課を本局内の自動車部技術課、バスターミナルの主管課を自動車部営業課とし、ソフト面の主管課を自動車部運輸課としてバリアフリーの取組を推進する。
--

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	822	822	793	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	58	58	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	64	64	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	816	816	787	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。